

金融市場NOW

英国・EU 通商協定で合意

通商協定の年内承認により年明け以降の経済活動の混乱避ける

- 英国・EU(欧州連合)の通商協定で合意。年明けからの双方貿易品への関税賦課を回避。
- 合意により英国のEU離脱による経済活動の混乱は回避され、市場の関心事となっていた2020年の政治イベントを無事通過し、不透明感が払拭された。

～2020年内承認で関税賦課を回避～

- 24日、大詰め交渉が続いていた英国・EUの通商協定が合意に達しました。英国は合意内容の議会承認を、30日に得る見込みを表明しました。EUでは欧州議会での承認が必要となりますが、審議時間が無いことから、2月末までの暫定的承認とし、年明け以降に正式承認を得る予定です。これにより通商協定は英国とEUで年内に承認され、2021年1月1日より協定が発効されることとなります。懸念されていた物流や旅客輸送など経済活動における混乱は回避される見込みです。
- 締結されるFTA(自由貿易協定)では、優遇税率で輸出入できる物品と数量を設定せず、全物品・全数量が関税ゼロで輸出入可能となります。ただし、英国・EU域外からの原材料を一定の割合以上使用した物品には、関税が賦課される可能性があります。
- 一連の協議ではFTAに加え、2021年1月1日以降の取り決め「将来の関係性」でも合意しました。今後、ヒト・モノ・サービスの自由な移動は出来なくなります。また英国への移民希望者は、年収や英語力などで算定されるポイント制度によって、受け入れの可否が決定されることとなります。どちらかが大幅な規制緩和を行った場合には、制裁措置を採れる制度が導入されることになりました。(図表1)

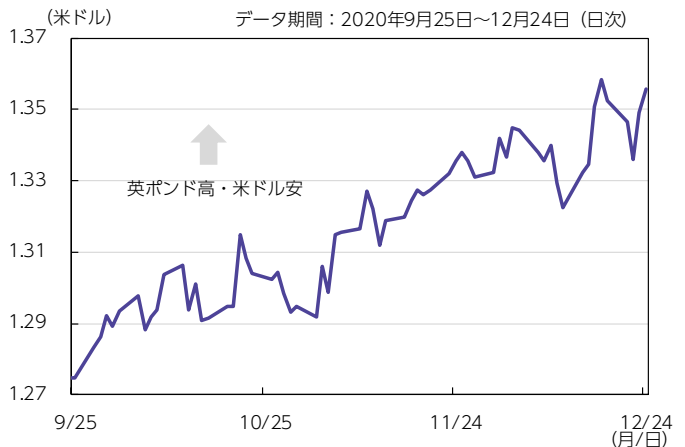
～最大の争点の漁業権で英国が譲歩～

- 最大の争点と見られていた「英国海域でのEU諸国の漁業権」では、EUが漁獲量25%削減と移行期間6年間、英国領海沿岸(排他的経済水域)での操業許可を求めたのに対し、英国は漁獲量60%の削減と3年の移行期間、英国領海沿岸での操業停止を主張していました。最終的には、移行期間は5年半、漁獲量25%削減、英国領海沿岸での操業許可(現状維持)で合意しました。「主権の回復」をスローガンに、約50年ぶりとなる自国排他的経済水域での英国漁船のみの操業を主張していた英国が譲歩する形となりました。

図表1：主な合意内容

内容
関税ゼロとする自由貿易協定を締結
2021年1月1日以降、英国・EU間のヒト・モノ・サービスの自由な移動を終了
航空、鉄道、陸路、海上交通は現状維持
公正な競争環境確保のため、英国はEUルールを尊重する
公正な競争が歪められた場合には、必要な措置(制裁関税等)が採られる
EUの英国水域での漁獲量は現状維持(移行期間5年半、25%削減)

図表2：英ポンドの推移



出所) 図表1は各種報道資料、図表2はブルームバーグデータをもとにニッセイアセットマネジメントが作成

～英ポンドは合意を好感～

- 24日の英ポンドは、英国の漁業権での妥協案をEUが拒否したとの報道を受けて一時対米ドルで下落しました。その後、更なる協議で合意に達したとの報道を受け一転上昇するなど、交渉の行方を巡り値動きの激しい展開となりました(図表2)。
- 通商協定の合意により、2020年の市場の関心事であった2つの政治イベント(米国大統領選と英国・EU通商協定)を無事通過し、市場は一定の安心感を与えられたと思われます。ワクチン普及による感染抑制により、2021年に見込まれる景気回復は市場に織り込まれていることが想定されます。市場の期待を良い意味で裏切る景気回復がどの程度進むのかが、来年の相場動向のポイントになるとと思われます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>